

型式承認申請ガイド

濃度計 (pH)

2015

National Metrology Institute of Japan

もくじ

はじめに	
型式承認システムフロー	1
型式承認申請手続き	2
型式承認申請書の作成について	3
記入例：製造事業者	4
記入例：外国製造事業者	5
記入例：輸入事業者	6
提出図面の作成要領	
構造図・作動原理図	7～9
参考図書	10～11
関連する法令	12
承認後の変更	
記載事項変更	13～14
軽微変更届・承認型式	15～16
型式承認の更新	17～18
問い合わせ先	19

はじめに

濃度計(pH)で取引又は証明行為を行うには
検定に合格し検定証印が付されており
かつ、有効期限内にあること

又は指定製造事業者・指定外国製造事業者の
基準適合証印が表示されている



検定に合格するには

特定計量器検定検査規則に定める

技術上の基準に適合すること

器差が検定公差を超えないこと

型式承認を取得すると

技術上の基準に適合するとみなされ

器差検定を受けることができる



(注)検定について

詳しくは指定検定機関である（一財）日本品質保証機構へ
おたずねください

型式承認申請手続き

1. 申請窓口

工学計測標準研究部門
型式承認技術グループ 濃度計（pH）担当
電話 029-861-4057

2. 申請に必要なもの

型式承認申請書 1通
P 3 ~ P 6 作成要領参照
構造図・作動原理図 各3部
製造工程図・説明書 各1通
P 7 ~ P11 作成要領参照

型式試験についての問い合わせは

一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）

計量計測センター 計量計測部 計器検定課
電話 042-679-0147
東京都八王子市南大沢4-4-4

関西試験センター 計器検定課
電話 0729-66-7203（直通）
大阪府東大阪市水走3-8-19

型式承認申請書の作成について

1. 様式

特定計量器検定検査規則：様式第7を使用してください

計量標準総合センターホームページ (<http://www.nmij.jp/>) から取得できます

2. 記入についての注意点（P4～6 記入見本参照）

2-1. 申請者

外国製造事業者について

- 英語・中国語・ローマ字・カタカナ・日本語等、特に規制はありません
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来ます
- 代理人が申請を行う場合は記入見本を参考にしてお書きください

2-2. 事業区分

- ガラス電極式水素イオン濃度検出器：濃度計第二類
- ガラス電極式水素イオン濃度指示計：濃度計第三類
- 外国製造事業者及び輸入事業者は空白で結構です

2-3. 製造事業の届出の年月日

- 外国製造事業者及び輸入事業者は空白で結構です

製造事業者型式承認申請書

平成27年 4月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 大阪府池田市緑丘1-8-31
 氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
 代表取締役社長 産総 研一

下記の特定制量器につき、計量法第76条第1項の承認を受けたいので、申請します。

1 事業の区分

濃度計第二類

2 当該特定制量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社 産総計量器製作所 第1工場
 大阪府池田市緑丘1-8-31

3 製造事業者の届出の年月日

平成5年11月 1日

4 承認を受けようとする特定制量器

種 類	型式又は能力	手数料	備 考
ガラス電極式 水素イオン濃度検出器	pHの計量範囲pH0からpH14まで 使用温度範囲 0℃から60℃		新規型式

5 第76条第3項の規定により、添える試験用の特定制量器等の内訳

構 造 図
 作動原理図
 製造工程図
 説 明 書
 型式試験合格証

外国製造事業者型式承認申請書

平成27年 4月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 中華人民共和国北京経済技術開発区1-2-3
氏名 産総研(北京)有限公司
総経理 産総 一郎

代理人 住所 大阪府池田市緑丘1-8-31
氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
代表取締役社長 産総 研一

下記の特定制量器につき、計量法第89条第1項の承認を受けたいので、申請します。

- 1 事業の区分
- 2 当該特定制量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

産総研(北京)有限公司
中華人民共和国北京経済技術開発区1-2-3

- 3 製造事業者の届出の年月日
- 4 承認を受けようとする特定制量器

種類	型式又は能力	手数料	備考
ガラス電極式 水素イオン濃度指示計	pHの計量範囲pH0からpH14まで 目量 0.01pH(デジタル表示)		新規型式

- 5 第89条第3項において準用する第76条第3項の規定により、添える試験用の特定制量器等の内訳

構造図、作動原理図、製造工程図、説明書
型式試験合格証

輸入事業者型式承認申請書

平成27年 4月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 大阪府池田市緑丘1-8-31
 氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
 代表取締役社長 産総 研一

下記の特定計量器につき、計量法第81条第1項の承認を受けたいので、申請します。

- 1 事業の区分
- 2 当該特定計量器を製造する者の氏名又は名称及び住所

産総研(北京)有限公司
 中華人民共和国北京経済技術開発区1-2-3

- 3 製造事業者の届出の年月日
- 4 承認を受けようとする特定計量器

種類	型式又は能力	手数料	備考
ガラス電極式 水素イオン濃度指示計	pHの計量範囲pH0からpH14まで 目量 0.01pH(デジタル表示)		新規型式

- 5 第81条第2項において準用する第76条第3項の規定により、添える試験用の特定計量器等の内訳

構造図
 作動原理図
 製造工程図
 説明書
 型式試験合格証

提出図面の作成要領

1. 構造図・作動原理図

1-1. 構造図の内容

提出する図面は、仕様一覧表、外観図、組立図、表示面図、銘板図、構造図、ブロック図、電気回路図、回路基板図、電気部品一覧表、フローチャート、作動原理図とする

1-2. 構造図の用紙の大きさ、書式及び作図法

(1) 用紙の大きさは、日本工業規格（以下JISという。）のA4版とする

但し、やむを得ない場合はJISのA3版の使用を妨げない

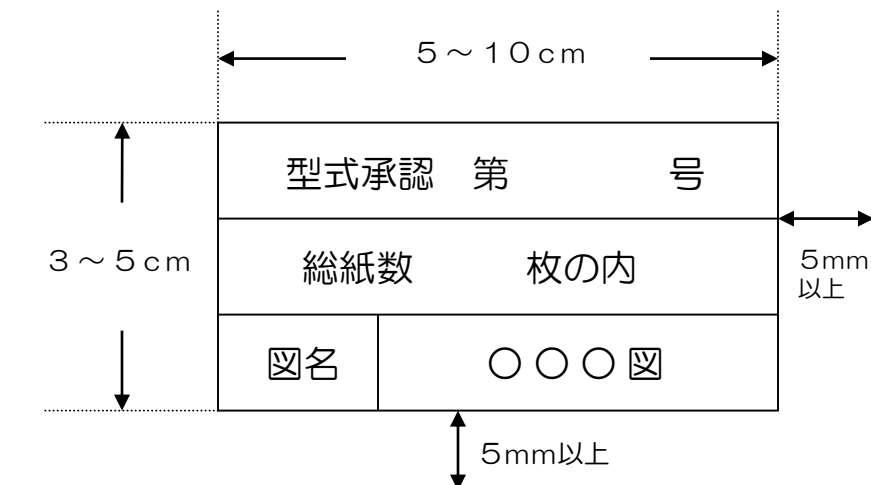
(2) 製本のために、JISのA4版の場合はその長手方向を上下方向にする

JISのA3版を使用した場合は、中折りによりJISのA4版の用紙大にする
左側に綴じしろを3cm設ける

(3) 図の下方右側に、次に示す枠を設ける

枠の右端及び下端と用紙の端との間隔は、5mm以上とる

上段は型式承認番号欄、中段は紙数欄、下段は図名欄



1-3. 仕様一覧表

- (1) 仕様について表にまとめる

1-4. 外観図

- (1) 機器及びその構造が一目で把握できること
- (2) 表示部・銘板・スイッチ等の位置を示す

1-5. 構造図

- (1) 組立図は、第三角法により作図
- (2) 機器の外観の正面図・側面図・平面図・下面図・背面図・立面図
- (3) 寸法を記載 単位：mm
加工誤差の範囲を記載
記入例： 25.4±0.2mm : 60～75mm
- (4) スイッチ類及び端子等を記載

1-6. 表示面図（指示計のみ）

- (1) 表示部の表示素子の種類及びセグメントの寸法を記載

1-7. 銘板図

- (1) 省令に規定している事項の表示が明確に把握できるものとする。

ガラス電極式水素イオン濃度検出器

- ・ 型式承認番号 ・ 型の記号
- ・ 検定証印等を付す位置 ・ 製造事業者名等

ガラス電極式水素イオン濃度指示計

- ・ 特定計量器名 ・ 型式承認番号
- ・ 計量できる水素イオン濃度の範囲 ・ 製造事業者名等
- ・ 製造年 ・ 製造番号
- ・ 電源の種類及び定格電圧 ・ 検定証印等を付す位置
- ・ 温度補償電極を使用する物にあっては、その旨

- (2) 銘板の種類が複数（OEM生産を含む）ある場合は全て記載

1-8. ブロック図（指示計のみ）

ブロック図は、回路の構成を分かり易く図示

1-9. 電気回路図（指示計のみ）

- (1) 電気回路図は、ブロック図に対応
- (2) 重要な電気部品については型番等を記載

1-10. 回路基板図（指示計のみ）

- (1) 基板のパターン及び電気部品の配置について記載
- (2) 重要な電気部品については型番等を記載

1-11. 電気部品一覧表（指示計のみ）

- (1) 電気回路図に対応
- (2) 部品の名称、規格、型番等を記載

1-12. フローチャート図（指示計のみ）

- (1) 電源投入から測定終了・電源オフまでを記載
- (2) 演算処理の内容が把握できるように分かりやすく

1-13. 作動原理図

- (1) 表示までの信号の流れを記載
- (2) ブロック図又はフローチャートにより簡単明瞭に

2. 参考図書

2-1. 製造工程図

- (1) 用紙の大きさはJISのA4版
- (2) 図名枠は不必要
- (3) 部品の製作から最終検査までの工程の流れをフローチャートで記載
但し、外注により製作されている部品は、受け入れ時点から記載
- (4) 工程図には可能な限り各工程の名称を記載
- (5) 検査工程は重点的に記載

2-2. 説明書

- (1) 計量器の構造、使用方法、使用条件及び製造方法を説明
- (2) 用紙の大きさはJISのA4版
- (3) 表紙及び目次をつける

2-2-1. 計量器の構造

計量器の構造として以下の内容を記載

- (1) 構造図の仕様一覧表を流用していただいて結構です
- (2) 作動原理図の内容について説明
- (3) 動作フロー

作動原理図のブロック図又はフローチャートの内容を深めたもの

2-2-2. 使用方法

操作方法等一般的な使用方法を記載

2-2-3. 使用条件

環境条件等を記載

2-2-4. 製造方法

製造行程図に対応させた製造方法の内容を記載

関連する法令

計量法	第 2 条	「定義」
施行令	第 2 条	「特定計量器」
計量法	第 1 6 条	「使用の制限」
検則	第 1 7 条	「構造検定の方法」
計量法	第 7 6 条	「製造事業者に係る型式の承認」
計量法	第 8 1 条	「輸入事業者に係る型式の承認等」
計量法	第 8 9 条	「外国製造事業者に係る型式の承認等」
計量法	第 4 0 条	「事業の届出」
施行規則	第 6 条	「事業の届出等」

合格条件

特定計量器検定検査規則

第 6 条 ～ 第 1 6 条

ガラス電極式水素イオン濃度検出器

第 9 1 2 条 ～ 第 9 3 3 条

ガラス電極式水素イオン濃度指示計

第 9 4 0 条 ～ 第 9 6 2 条

施行令： 計量法施行令

施行規則： 計量法施行規則

検則： 特定計量器検定検査規則

承認後の変更（1 / 2：事業者に関する変更）

型式承認申請書の記載事項に関する変更について

このような変更が起こったら

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 製造する工場又は事業場の名称及び所在地（製造事業者・外国製造事業者）
- 製造する者の氏名又は名称及び住所（輸入事業者）

産総研担当者へご連絡ください

提出いただく書類は

製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認申請書記載事項変更届出（1通）

事業を譲渡された場合は「事業譲渡証明書」（1通）

様式は

計量標準総合センターホームページ（<http://www.nmij.jp/>）から取得できます

記入は

別紙例P 1 4を参考にお書きください

製造事業者型式承認申請書記載事項変更届

注) 1

平成27年 4月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

届出者 住所 大阪府池田市緑丘1-8-31
氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
代表取締役社長 産総 研一

下記のとおり、変更があったので、計量法第79条第1項の規定により届出ます。

注) 2

記

1. 変更の内容

代表者の変更 旧 経産 省一
新 産総 研一

2. 変更の事由

人事異動による交代

備考. 型式承認リスト

ガラス電極式水素イオン濃度検出器 第 S 1 2 3 号

この記入例は製造事業者用です。輸入事業者及び外国製造事業者は下線部を変更してください

注1 → 輸入事業者 又は 外国製造事業者

注2 → 輸入事業者 第81条第3項において準用する第79条第1項

外国製造事業者 第89条第4項において準用する第79条第1項

承認後の変更（2/2：濃度計（pH）に関する変更）

承認を受けた型式に変更を加えたい時

1. 変更内容により手続きが異なります

国立研究開発法人産業技術総合研究所
計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程

<http://unit.aist.go.jp/comphq/comp-legal/ci/legal/index/index.html>

別紙20：ガラス電極式水素イオン濃度検出器
別紙21：ガラス電極式水素イオン濃度指示計に従い、
産業技術総合研究所が下記の判断をします

- | | | |
|---------------|---|-----------------|
| ◎ 軽微変更届出不要 | → | 手続きは必要ありません |
| ○ 軽微変更届出を要する | → | 軽微変更届出書・変更図面を提出 |
| △ 承認型式の試験を要する | → | 承認型式の申請が必要です |
| × 新規型式の試験を要する | → | 新規型式の申請が必要です |

必ず産総研担当者にご確認ください

2. 軽微変更届出

承認を受けた型式に、その性能に影響のない変更を加えたものにかかる届出

- ・承認型式軽微変更届出書 1通 様式・記入要領はP16参照
- ・変更に係る構造図等 3部

3. 承認型式

承認を受けた型式に軽微な変更を加えて受ける承認

- ・申請手続きは新規申請と同じ

承認型式軽微変更届出書

平成27年 4月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 大阪府池田市緑丘1-8-31
氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
代表取締役社長 産総 研一

下記の特定制量器に承認型式の軽微な変更を加えたので、独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程（16規程第38号）第14条に基づいて、届出します。

記

1. 承認を受けた型式

- (1) 承認番号 第S123号
- (2) 種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器
- (3) 型式又は能力 pHの計量範囲 pH0からpH14まで
使用温度範囲 0℃から60℃

2. 変更を加えた事項

銘板の記載内容の変更及び銘板の追加

3. 変更箇所に係る図面

図名	頁番号	図面の変更又は追加の別
銘板図	総紙数20枚の内8	変更
銘板図	総紙数20枚の内8-2	追加

型式承認の更新

型式承認の有効期間は10年です

有効期間の満了に至る前に更新することにより10年間延長されます

型式承認更新申請書の作成

様式はホームページ (<http://www.nmij.jp/>) から取得
記入はP18の記入例を参照して下さい



型式承認更新申請書の提出

有効期間満了の半年前から有効期間満了日までに提出



型式承認更新申請書受理

申請書の内容を確認し受理



型式承認更新申請受理書の交付

申請者へ郵送します



請求書の発行

更新手数料は1型式1,950円



更新手数料の振込み

製造事業者承認型式更新申請書

注1)

平成27年 4月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 大阪府池田市緑丘1-8-31
 氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
 代表取締役社長 産総 研一

下記の特定制量器の型式の承認につき、計量法第83条第1項の更新を受けたいので申請します。
 注2)

1. 事業の区分 濃度計第二類 注3)
2. 当該特定制量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 注4)

株式会社 産総計量器製作所 第1工場
 大阪府池田市緑丘1-8-31

3. 製造事業者の届出の年月日 平成5年11月 1日 注5)

4. 承認を受けようとする特定制量器

種類	型式承認番号	承認の年月日	生産数	備考
ガラス電極式 水素イオン濃度検出器	第S123号	平成6年6月9日	平成13年18個 平成14年25個 平成15年20個	

この記入例は製造事業者用です。輸入事業者及び外国製造事業者は下線部を変更してください

注1 → 輸入事業者 又は 外国製造事業者

注2 → 第89条第3項において準用する第83条第1項（外国製造事業者のみ変更）

注3 → 空白

注4 → 当該特定制量器を製造する者の氏名又は名称及び住所（輸入事業者のみ変更）

注5 → 空白

型式承認についての問い合わせは

国立研究開発法人産業技術総合研究所
 工学計測標準研究部門
 型式承認技術グループ 濃度計 (pH)担当
 電話 029-861-4057
 FAX 029-861-4055

〒305-8563
 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第3
 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

型式試験についての問い合わせは

一般財団法人日本品質保証機構 (JQA)

計量計測センター 計量計測部 計器検定課
 電話 042-679-0147
 東京都八王子市南大沢4-4-4

関西試験センター 計器検定課
 電話 0729-66-7203 (直通)
 大阪府東大阪市水走3-8-19

更新についての問い合わせは

標準供給保証室

電話 029-861-4120
 FAX 029-861-4099



H28.05.09版